

(附属資料3)

第四期 三重県ひとり親家庭等自立促進計画

【中間案】

令和元（2019）年12月

三 重 県

目 次

I	計画策定の基本的な考え方	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	1
II	現状と課題	
1	三重県のひとり親家庭の状況	2
2	第三期三重県ひとり親家庭等自立促進計画支援施策の取組状況	3
3	三重県子どもの生活実態調査の実施	6
4	課題	7
	(1) 親への就業支援に関する課題	7
	(2) 子育てと生活のための支援に関する課題	9
	(3) 子どもへの学習支援に関する課題	10
	(4) 経済的な安定のための支援に関する課題	11
	(5) 相談機能の充実と各種支援制度の周知に関する課題	12
	(6) 父子家庭に対する支援の充実に関する課題	13
III	基本理念と具体的な取組	15
1	基本理念	15
2	具体的な取組	15
	(1) 親への就業支援	15
	(2) 子育てと生活のための支援	17
	(3) 子どもへの学習支援	19
	(4) 経済的な安定のための支援	19
	(5) 相談機能の充実と各種支援制度の周知	20
	(6) 父子家庭に対する支援の充実	21
IV	計画の評価及び見直し	22

I 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

ひとり親家庭等は、安定的な雇用と収入の確保、子育てと仕事の両立等のさまざまな課題を抱えており、総合的な支援が必要です。

ひとり親家庭等自立促進計画は、地域の実情に応じて、ひとり親家庭等への子育て・生活支援、就労支援、養育費確保、経済的支援等の施策が総合的に推進されるよう、平成14(2002)年の母子及び寡婦福祉法の改正によって設けられた制度です。

この改正を受け、国では「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」が策定され、都道府県等が計画を策定する際の指針とされました。

本県では、平成17(2005)年度から「三重県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、これまで3期15年にわたり、ひとり親家庭等の支援に取り組んでいます。

令和元年度に、現在の計画である「第三期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」が最終年度を迎えることから、「第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定します。

策定にあたっては、大人ひとりで子どもを育てる世帯の貧困率が50.8%（平成28(2016)年度国民生活基礎調査）とひとり親家庭を取り巻く現状が依然として厳しいことや、「子どもの貧困対策推進に関する法律」の改正をふまえる必要があります。

※ 「ひとり親家庭」とは、母子家庭及び父子家庭をいい、「ひとり親家庭等」とは、ひとり親家庭と寡婦をいいます。

2 計画の位置づけ

この計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第11条に規定する母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針に即した同法第12条に定める計画です。

3 計画の期間

この計画は、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度の5年間を計画期間とします。なお、計画期間内であっても、法改正や国の基本的な方針の見直し等、新たに計画に盛り込むべき事項が生じた場合は、必要に応じて計画を見直します。

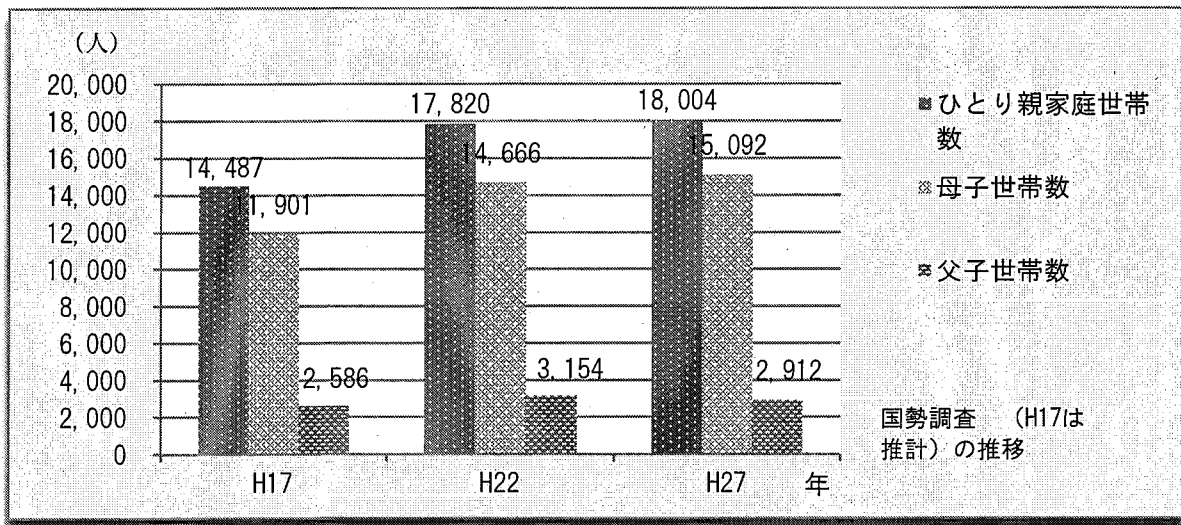
II 現状と課題

1 三重県のひとり親家庭の状況

(1) ひとり親家庭の世帯数

本県のひとり親家庭（他の世帯員含む）世帯数は、平成 27(2015)年には 18,004 世帯となっています。平成 17(2005)年から平成 27(2015)年の間で、母子世帯は 26.8%、父子世帯は 12.6%の増加となっています。

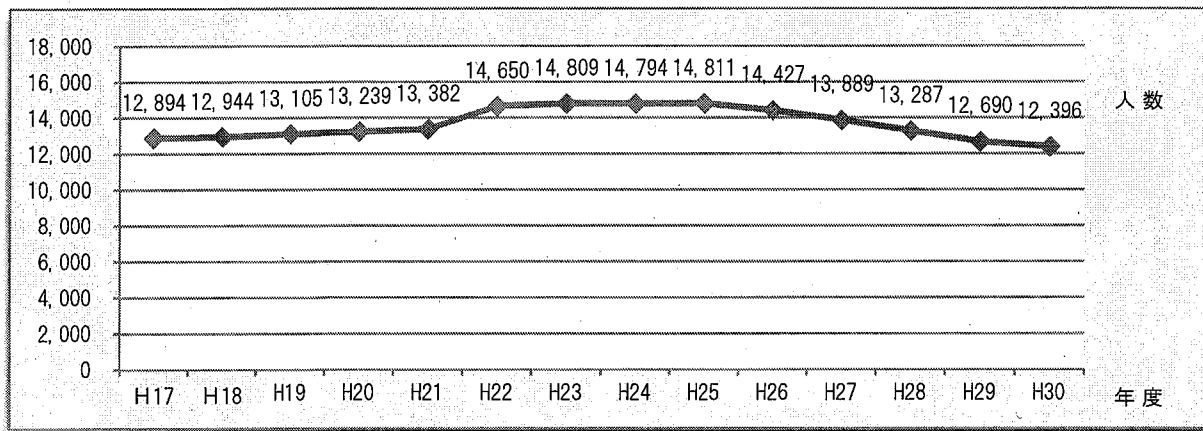
三重県ひとり親家庭（他の世帯員含む）世帯数



(2) 児童扶養手当受給者数

児童扶養手当受給者は、平成 22(2010)年 8 月から支給対象が父子家庭にも拡大されたこともあり、一旦増加しましたが、その後減少傾向にあります。

三重県児童扶養手当受給者数



2 第三期三重県ひとり親家庭等自立促進計画支援施策の取組状況

「第三期三重県ひとり親家庭等自立促進計画（平成 27(2015)年度～令和元(2019)年度）」(以下「第三期計画」という。)では、ひとり親家庭等の自立を促進するため、「親への就業支援」、「子育てと生活のための支援」、「子どもへの学習支援」、「経済的な安定のための支援」、「相談機能の充実と各種支援制度の周知」および「父子家庭に対する支援の充実」の6つの施策を掲げて施策を推進してきました。

計画期間中の主な取組状況とその実績は、次のとおりです。

(1) 親への就業支援

① 能力開発への支援

厳しい経済状況の中、安定的な職業を得るため、自己の能力開発を行う父母に対して、高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金を支給しています。高等職業訓練促進給付金については、給付金の支給期間の拡大や給付額の増額がなされたことを背景に増加傾向にあり、資格を取得した修了者のうち常勤雇用となった者の割合も増加しています。

高等職業訓練促進給付金受給者（資格取得者に限る）のうち常勤雇用となった者の割合

年度 \ 区分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
資格取得した修了者数	28	24	31	39
常勤雇用となった人数	24	20	28	36
割合 (%)	85.7	83.3	90.3	92.3

② 就業、就労等に関する相談

県は指定管理事業として三重県母子寡婦福祉連合会に委託し、三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就労・自立支援センター）を設置・運営しています。同センターにおいては、就業、就労等に関する相談や養育費等に関する専門相談に応じています。

また、就業に必要なパソコン等の研修を実施する就業支援講習会を開催しています。就業支援講習会参加者数は、増加しています。

区分 \ 年度	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
就労相談件数	193	93	161	169
生活相談件数	71	187	194	154
専門相談（弁護士相談）件数	16	13	14	9
相談件数合計	280	293	369	332
就業支援講習会参加者数	20	12	90	90

また、同センターでは、職業紹介を実施しています。求職件数、就業者数ともに低い数字となっています。

区分	年度	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
求職件数		31	12	19	13
就業者数		7	8	12	10

(2) 子育てと生活のための支援

① ひとり親家庭等日常生活支援事業

市町では、ひとり親家庭等に対して家庭生活支援員を派遣し、一時的な生活援助、保育サービス等の援助を行う日常生活支援事業を実施しています。

実施市町数は、増加しています。

区分	年度	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
実施市町数		5	6	8	9

② ひとり親家庭情報交換会

母子・父子関係団体による、孤立しがちなひとり親家庭同士が悩みの相談や情報交換を行い、交流を深めるひとり親家庭情報交換会の開催を支援しています。県内5地域で開催し、いずれも寡婦がサポートしました。

区分	年度	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
参加者数		129	210	166	170
実施箇所数		5	5	5	5

(3) 子どもへの学習支援

ひとり親家庭の子どもたちへの学習支援について、実施する市町を支援しました。生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業等と調整を行いながら、実施の拡大を図りました。

区分	年度	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
実施市町数		5	5	6	7

(4) 経済的な安定のための支援

① 児童扶養手当受給者数

市町福祉事務所又は県(市町福祉事務所のない町分)の認定のもと、ひとり親家庭に対して、所得に応じて児童扶養手当を支給しています。

平成 30(2018)年 8 月から全部支給に係る所得制限額が引き上げられました。

さらに、令和元(2019)年 11 月から支給回数が年 3 回から年 6 回に拡大されました。

② 母子父子寡婦福祉資金貸付金

ひとり親家庭等の経済的自立や子どもの就学等を支援するため、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度を実施しています。

貸付件数と総貸付額ともに、減少しています。

区分	年度	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
	貸付件数		427	384	390
総貸付額（万円）		27,668	24,523	24,538	20,640

③ 養育費の確保

養育費の履行確保等を図るため、三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）での弁護士による相談や福祉事務所での相談を行いました。

区分	年度	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
	母子家庭で養育費を受給している人の割合（%）		44.8	44.8	44.8

※ 母子家庭で養育費の取り決めを行った方のうち、現に養育費を受給している方の割合。平成 30 年度の数値は、令和元年三重県子どもの生活実態調査の結果による直近値。

(5) 相談機能の充実と各種支援制度の周知

県及び市町の福祉事務所では、母子・父子自立支援員等が各種相談に応じています。相談件数は、年間 8 千件程度で横ばいとなっています。

福祉事務所における相談件数

区分	年度	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
	生活一般 （資格取得・職業訓練等）		2,778	2,844	2,571
児童（養育、教育等）		895	785	878	640
経済的支援（貸付金、手当等）		4,555	4,494	4,289	5,076
その他		68	33	38	24
計		8,296	8,156	7,776	8,076

(6) 父子家庭に対する支援の充実

三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）や福祉事務所において父子家庭からの相談窓口を設置し、父子家庭に対する支援施策の情報提供に努めました。父子世帯は全体の2～3%と大変少ない状況です。

福祉事務所における相談件数（父子家庭）

区分	年度	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
生活一般 （資格取得・職業訓練等）		96	34	61	44
児童（養育、教育等）		122	24	23	38
経済的支援（貸付金、手当等）		91	110	132	159
その他		0	0	0	0
計		309	168	216	241

3 三重県子どもの生活実態調査の実施

次期計画の策定にあたり、県内のひとり親家庭等の現状を把握するため、次のとおり実態調査を実施しました。

令和元(2019)年8月に以下の対象者の方々に市町や関係団体を通じて調査票を配布しました。

- ・ 児童扶養手当の受給者とその子ども
- ・ ひとり親学習支援事業等を利用する子どもとその保護者
- ・ 子ども食堂を利用する子どもとその保護者
- ・ 父子家庭（三重県母子寡婦福祉連合会会員）の保護者とその子ども

区分	配布数	回答数	回答率
保護者	3,016	768	25.5%
子ども	1,146	280	24.4%
計	4,162	1,048	25.2%

調査結果について、就労等状況、養育費等の取り決め状況等、子どもについての悩み、相談、子どもの最終進学目標、充実が望まれる施策について本県の状況を分析し、ひとり親家庭で過ごす子どもからも聞き取り調査を行いました。

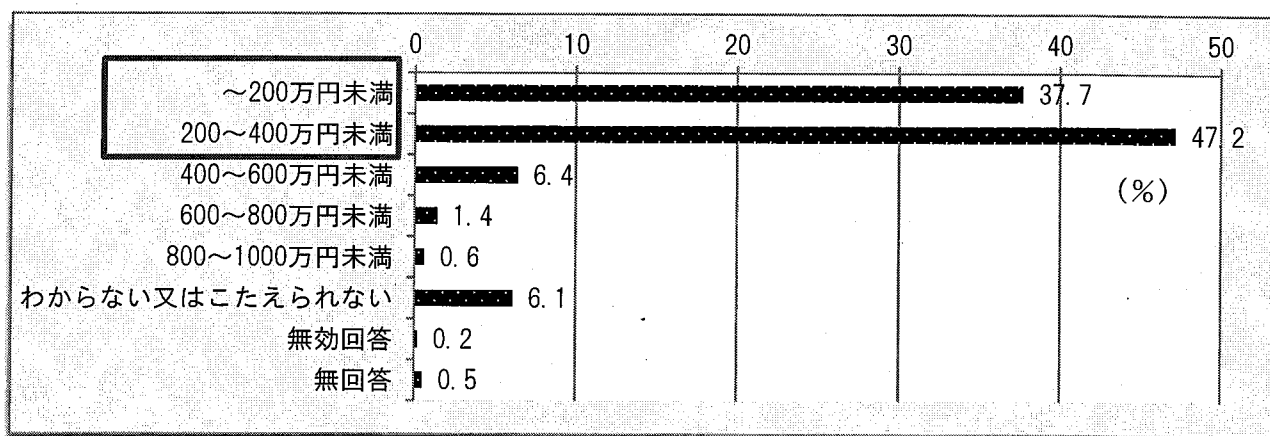
4 課題

次期計画の策定に向け、第三期計画の支援施策の取組状況や令和元(2019)年8月に実施した「三重県子どもの生活実態調査」結果等からわかった課題は、次のとおりです。

(1) 親への就業支援に関する課題

ひとり親家庭等の就業を取り巻く状況は引き続き厳しい状況にあり、ひとり親となったことを理由に転職をした割合が約4割と高い中で、就労収入は400万円未満が約8割と依然として少ない状況です。

ひとり親家庭の世帯収入の状況

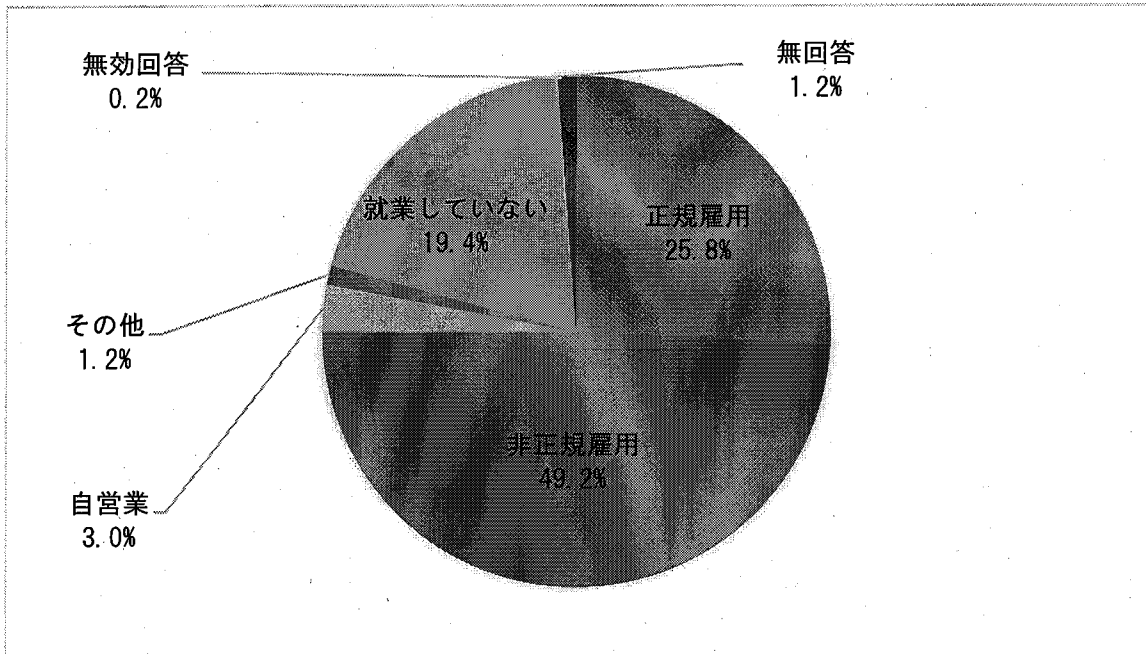


また、(三重県母子・父子福祉センター母子家庭等就業・自立支援センター)の相談件数は増加傾向にありますが、職業紹介での求人件数、求職件数はともに低い数字となっています。

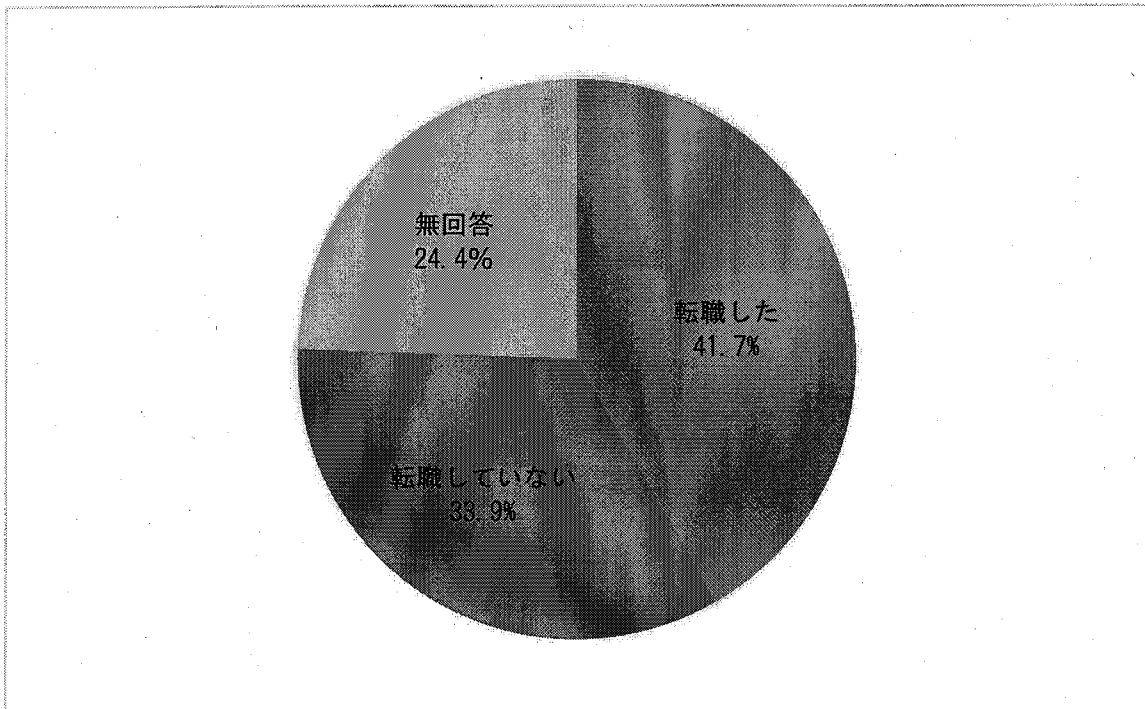
このため、三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)での就労支援を強化するとともに、ハローワーク等の関係機関と連携を図り、また、雇用者側へひとり親家庭の状況について理解の促進を図っていくことが必要です。

さらに、安定した就業のための能力開発の支援を行ってきましたが、高等職業訓練については、平成25(2013)年度の制度改正によって利用者が減少しました。その後、支給期間の拡大や最終修業年次における給付金の増額措置がなされましたが、より一層の制度拡充に向けた国への働きかけが必要です。

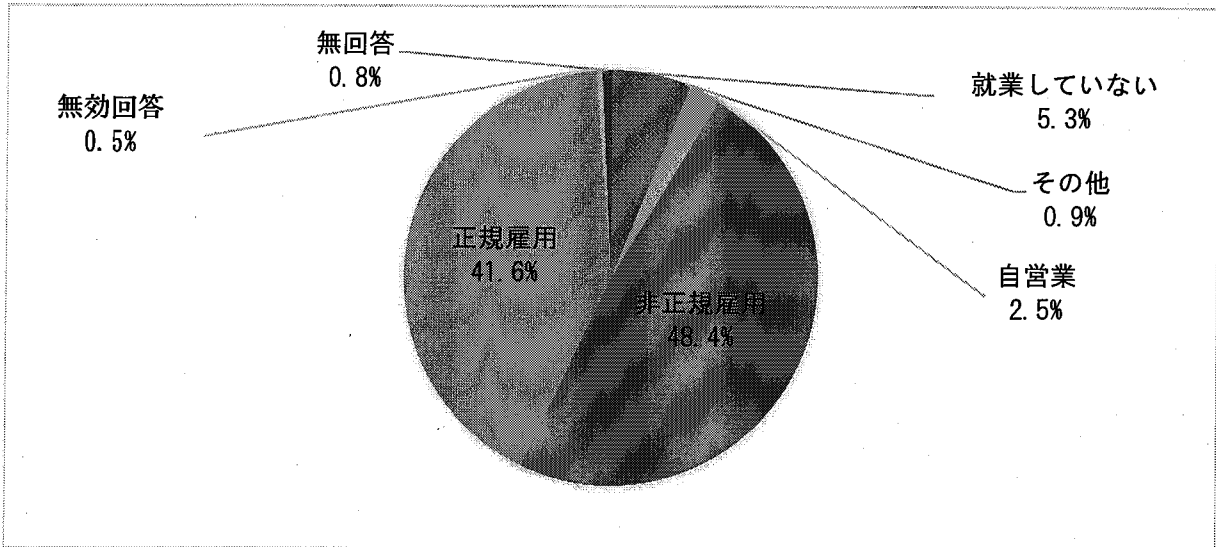
ひとり親になる前の雇用形態



ひとり親家庭になったことを契機として転職した割合



ひとり親家庭になった後の雇用形態



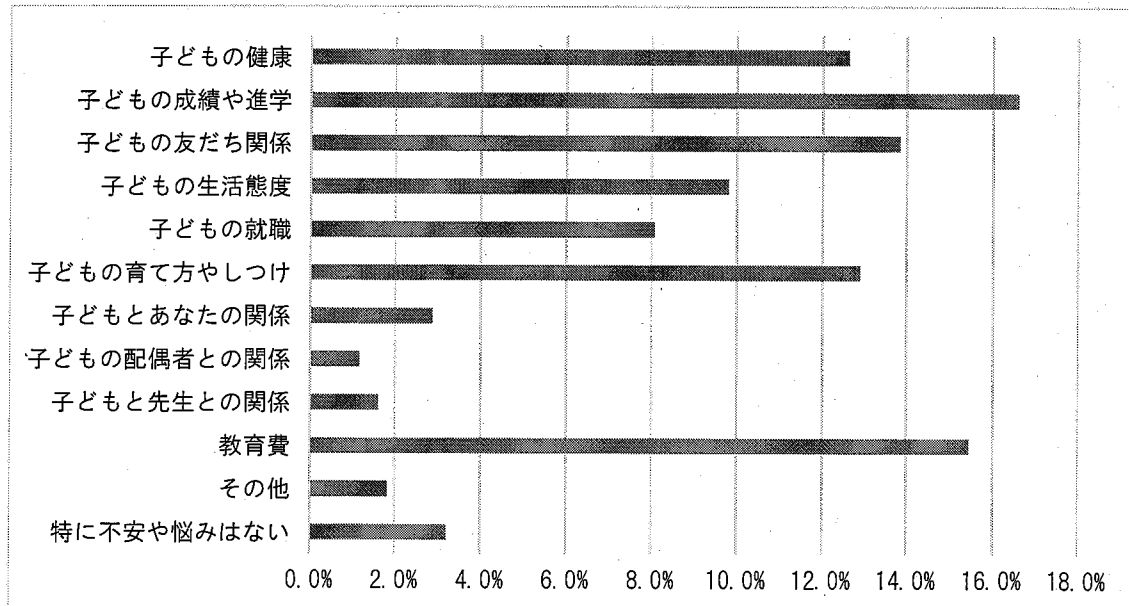
(2) 子育てと生活のための支援に関する課題

ひとり親家庭の親は、子育てと仕事をひとりで担っており、保育サービスや子どもの居場所づくり等が必要となっています。

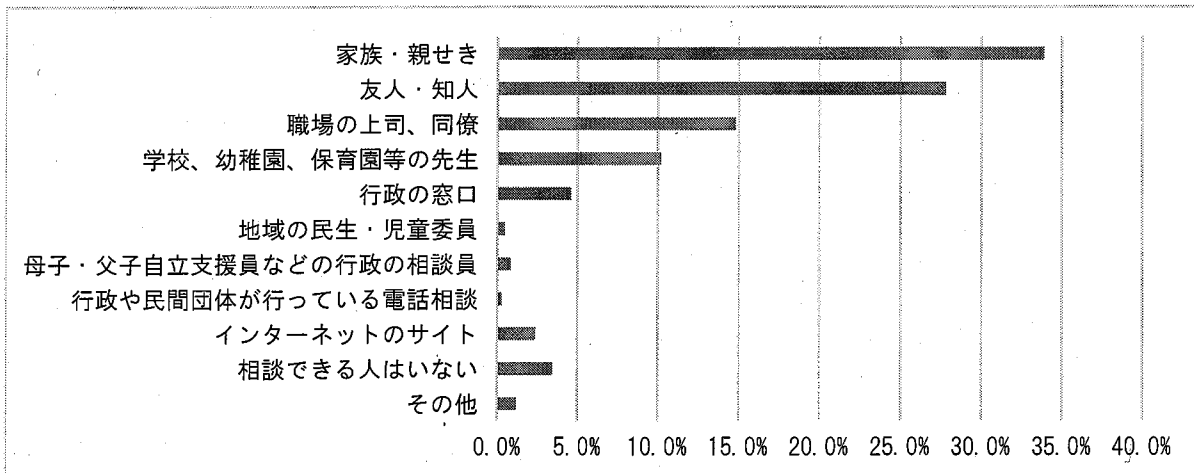
また、子どもの病気等で一時的に支援が必要となるような場合、家庭生活支援員を派遣する日常生活支援事業のような取組が必要です。

さらに、多くの悩みを抱えているひとり親家庭も多く、ひとり親家庭情報交換会等による交流も必要です。同情報交換会では、最近は父子家庭の参加もあり、父子家庭同士の交流も深まっています。

ひとり親家庭の親の子どもについての不安や悩み（複数回答：上位3項目）



ひとり親家庭の親の子育てや生活で困った時に相談できる人・機関（複数回答）



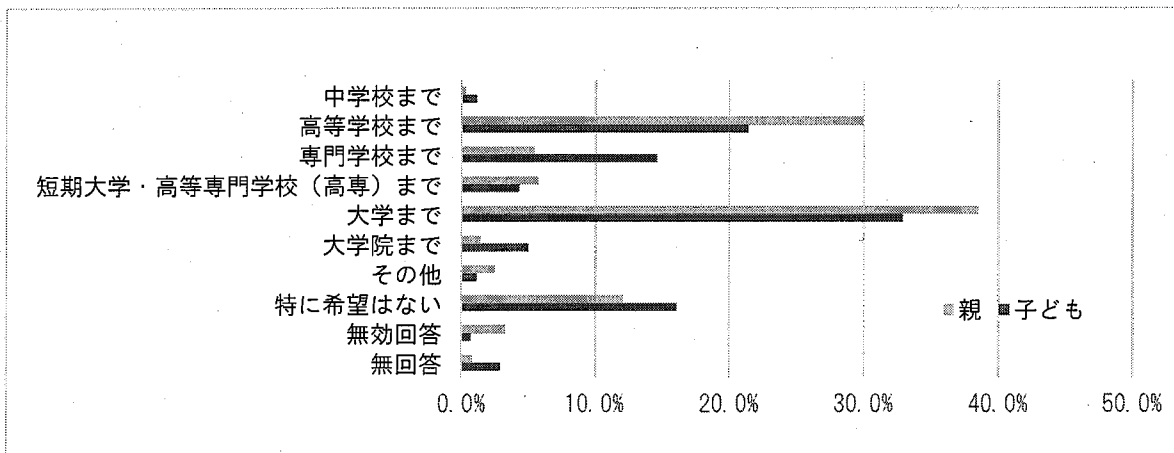
(3) 子どもへの学習支援に関する課題

子どもについての悩みは、「教育・進学」が多く、子どもの最終学歴も「大学」を希望するひとり親家庭が多い一方、経済的な理由等により、進学することができない場合もあり、一層の支援が求められます。

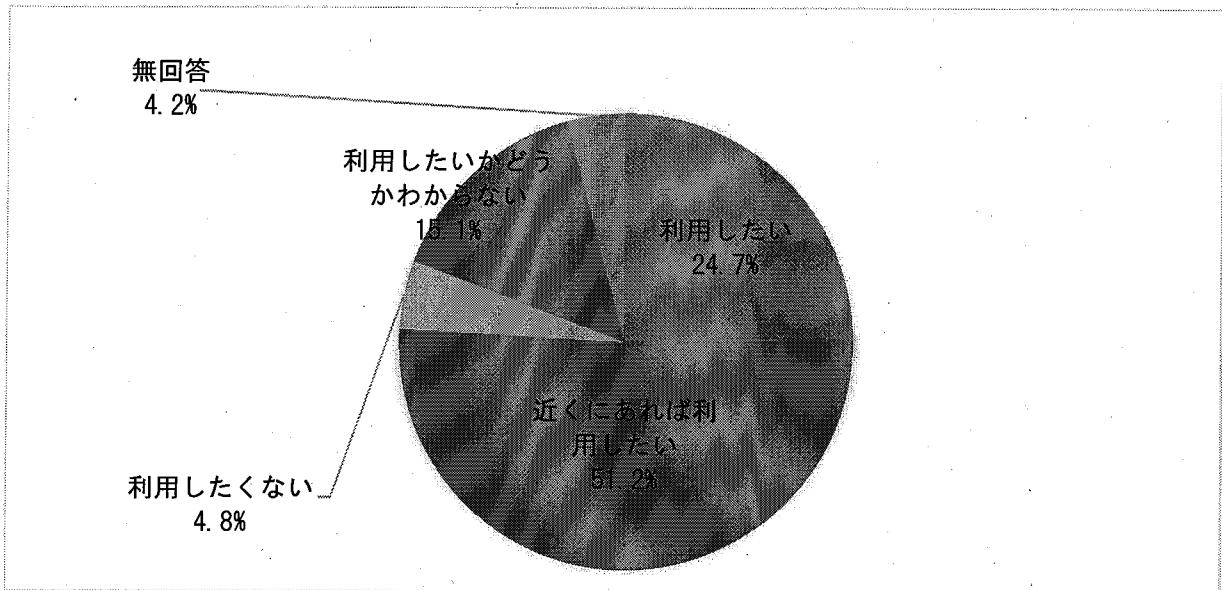
県ではひとり親家庭の学習支援を実施する市町を支援するとともに、ひとり親家庭および生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業等を受けられる市町が 28 となり、実施の拡大が図られました。

また、国において高等教育の無償化が令和 2 (2020) 年 4 月から実施されることやひとり親家庭の親や支援が必要な子どもが望む大学等高等教育機関の最終進学目標の割合が「全国学力・学習状況調査」の結果と比べて 20%程度低い傾向がみられることから、ひとり親家庭の子どもが将来の可能性を引き出せるよう、学習支援の仕組みづくりが必要です。

ひとり親家庭の親及び支援が必要な子どもが望む最終進学目標



ひとり親家庭の親の無料の学習教室の利用希望



(4) 経済的な安定のための支援に関する課題

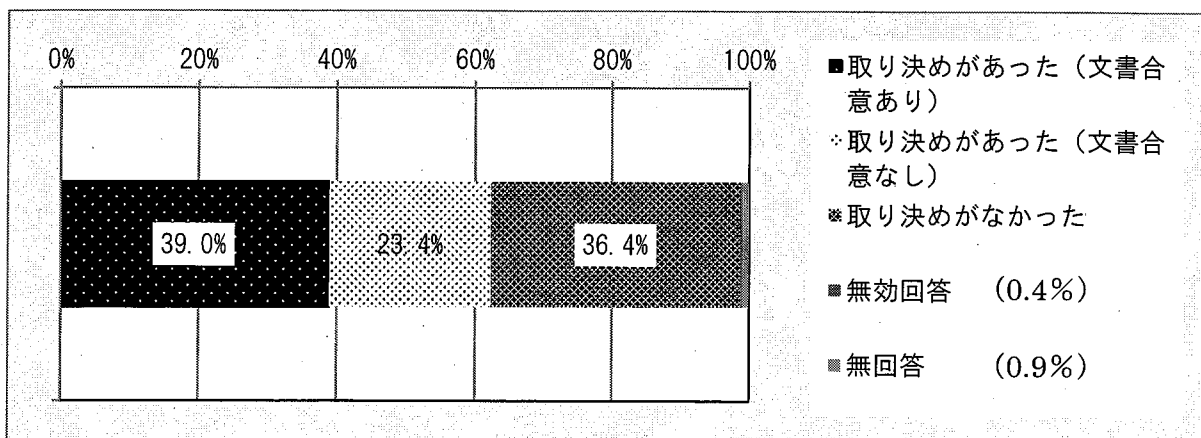
ひとり親家庭の世帯収入は、400万円未満が全体の8割を占め、ひとり親家庭の世帯収入は依然として少なく、経済的に厳しい状況です。

このため、引き続き児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金貸付金、医療費の助成など、家計に対する直接的な支援が必要です。

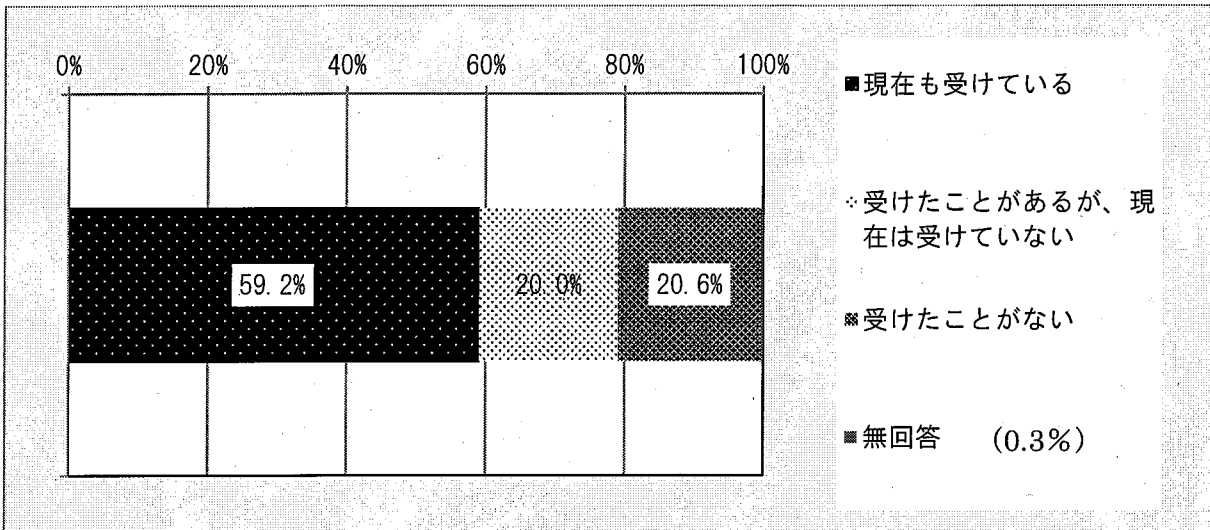
また、ひとりで仕事と子育てを両立させているひとり親家庭の父又は母にとって、保育所や放課後児童クラブ優先利用や病児保育等の支援が必要となっています。

一方、養育費の取り決めは、全国調査結果に比べ、比較的多く取り決められていますが、実際に養育費を受給する割合は低い状況にあり、養育費を取り決め、確実な取得につなげる必要があります。

養育費の取り決め率



養育費の受給状況

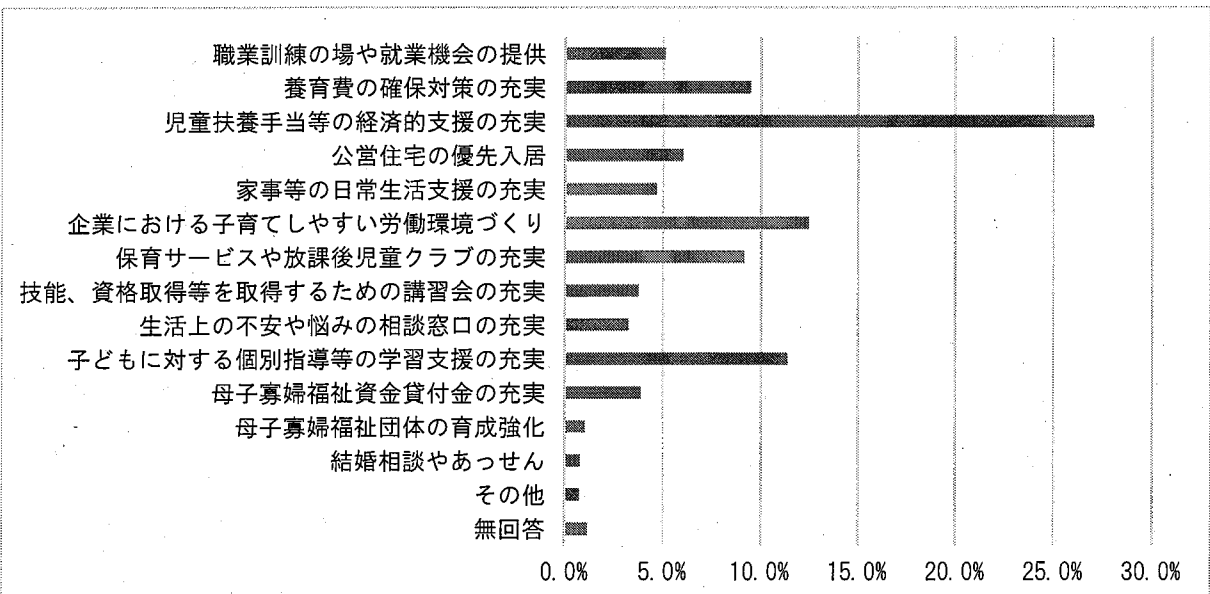


(5) 相談機能の充実と各種支援制度の周知に関する課題

ひとり親家庭の抱える課題は、子どもの教育、しつけや父母の雇用、生活支援等多岐にわたります。このため、福祉事務所や三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）等での相談機能が充実するよう、相談員への研修機会の増加、研修内容の充実を図っていく必要があります。

また、民生委員や児童委員、NPO団体等の関係団体との連携も必要です。

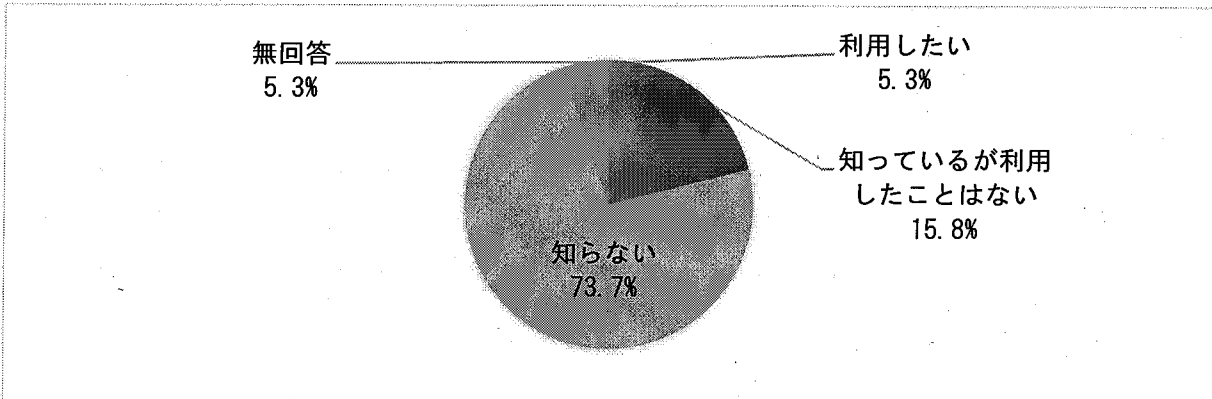
ひとり親家庭における今後充実が望まれる施策（複数回答：上位5項目）



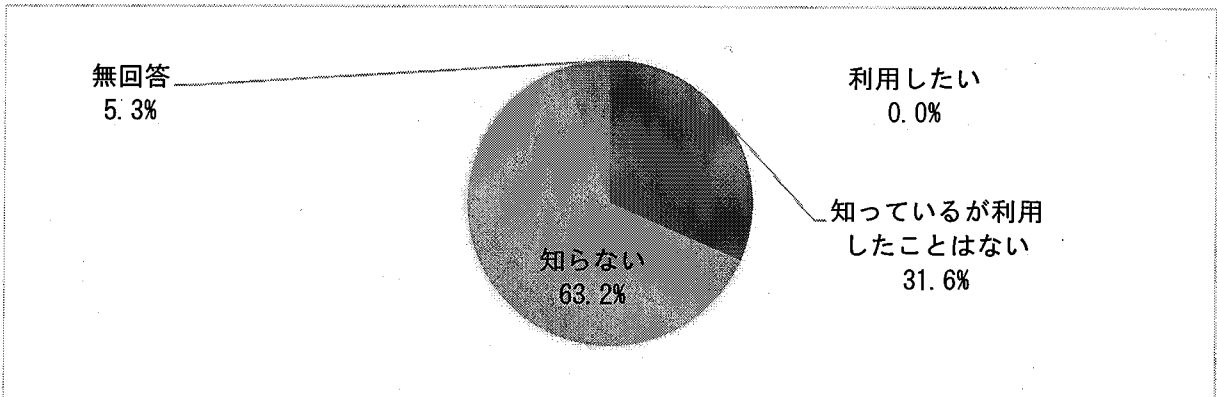
(6) 父子家庭に対する支援の充実に関する課題

父子家庭に認知されていない実態があることから、父子家庭をはじめ、ひとり親家庭全般に対して、各種支援制度の周知及び充実を図っていくこと等が必要です。

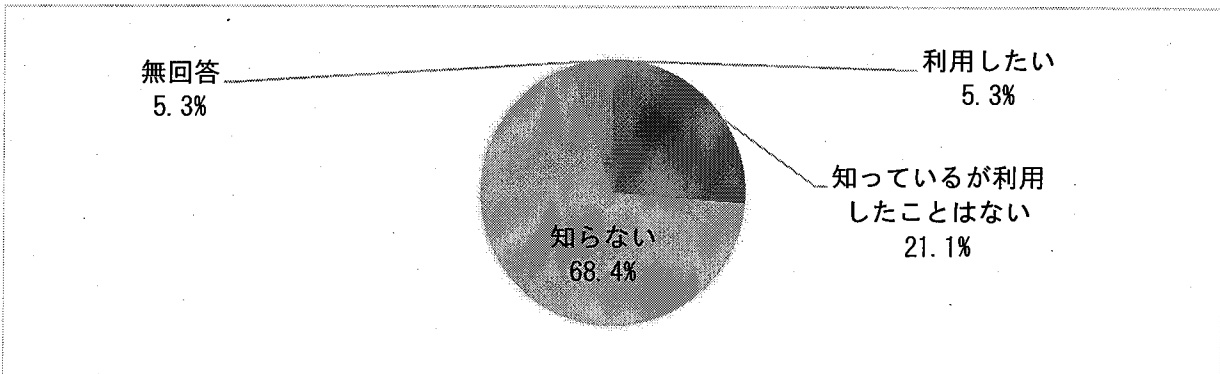
父子家庭における地域で行う無料の学習教室の認知度



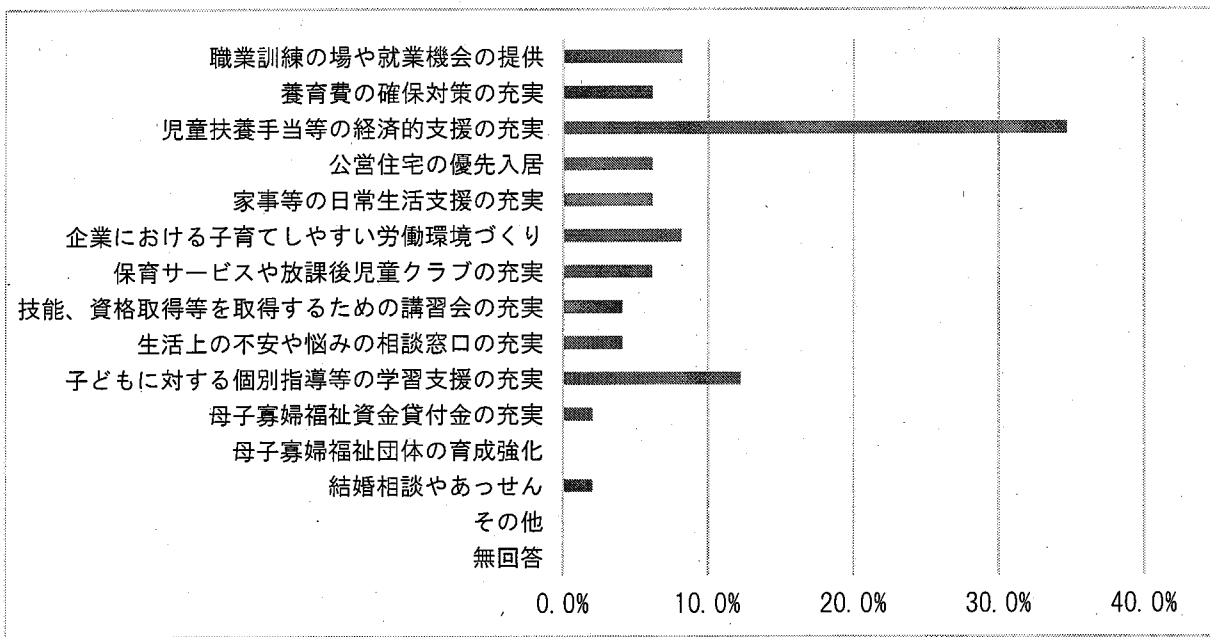
父子家庭における母子父子寡婦福祉資金貸付金の認知度



父子家庭における母子・父子福祉センターの認知度



父子家庭における今後充実が望まれる施策（複数回答：上位3項目）



Ⅲ 基本理念と具体的な取組

1 基本理念

子育てと仕事をひとりで担っているひとり親家庭等の現状と課題をふまえ、次のとおり基本理念を定めます。

『全てのひとり親家庭等が、自らの力を発揮し、安心して子育てや生活ができるとともに、ひとり親家庭の子どもたちが夢と希望をもって成長できる三重をめざします。』

2 具体的な取組

第三期計画においては、「親への就業支援」、「子育てと生活のための支援」、「子どもへの学習支援」、「経済的な安定のための支援」、「相談機能の充実と各種支援制度の周知」および「父子家庭に対する支援の充実」の6つの支援施策を掲げて取組を推進してきましたが、令和元(2019)年8月に実施した三重県子どもの生活実態調査の結果によると、世帯収入400万円未満の方が約8割となっているなど、依然として厳しい状況が続いています。

また、子育てに関する悩みは、「教育・進学」が一番多く、子どもの進学がかなわないこともあります。さらに、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正もふまえつつ、子どもに対する学習支援等の取組の強化を図る必要があります。

一方、母子及び寡婦福祉法の一部改正によって、父子家庭への支援の拡大が図られましたが、父子家庭からの相談件数が依然として少ない実態があることから、きめ細かな対応が望まれています。

こうしたことから、「第三期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」に引き続き、これら6つの取組の柱のさらなる充実に向け、そのすべてに数値目標を設定し、進行管理を行いながら、基本理念の実現に向け、取組の充実を行っていきます。

(1) 親への就業支援

ひとり親への就業を支援するため、就業相談や職業紹介などを実施するとともに、資格や技術取得の支援を行い、ひとり親家庭の自立を促進します。

【具体的な取組】

ア 就業相談・職業紹介

(母子・父子福祉センターによる雇用促進)

・ 県が設置する三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)において、ハローワークや各福祉事務所の母子・父子自立支援員等と連携して、就業相談に応じるとともに、求職者の登録、求人企業の登録等職業紹介事業により、就業を支援します。

また、同センターでの休日の相談対応が可能となるように努めるとともに、

同センターで県の非常勤職員の求人情報の提供を行うなど、ひとり親家庭の父母の雇用を推進します。(子ども・福祉部)

(企業への働きかけ)

- ・ 企業に対して、ひとり親家庭の父母の雇用についての理解を求め、「男女共同参画社会の推進」、「ワーク・ライフ・バランスの推進」および「格差の改善」を図ります。(子ども・福祉部)

- ・ ひとり親家庭の父母を雇用する事業主が活用できる「特定求職者雇用開発助成金」、「トライアル雇用奨励金」および「キャリアアップ助成金の加算」の周知を三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)において進めていきます。(子ども・福祉部)

(母子福祉団体等受注機会拡大)

- ・ 「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」に基づき、行政からの委託業務等、母子福祉団体等に対する受注機会の拡大を図っていきます。(子ども・福祉部)

(母子・父子自立支援プログラム策定事業)

- ・ 各福祉事務所における母子・父子自立支援プログラム策定事業について、県福祉事務所で実施するとともに、各市町福祉事務所への働きかけを行います。

(子ども・福祉部)

イ 資格や技術取得の支援

(高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金の支給)

- ・ 高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金の支給により、ひとり親家庭の父母の能力開発を行い、就業を支援します。(子ども・福祉部)

(就業支援講習会)

- ・ 三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)で就業に必要なパソコン等の研修を実施します。(子ども・福祉部)

(職業訓練に係る支援)

- ・ 就労経験がない又は就労経験の乏しいひとり親家庭の父母を対象に、実際の就職に必要な技能・知識を取得させるための職業訓練を専修学校等に委託して実施します。(雇用経済部)

- ・ 子育て期の女性の就労を支援するため、津高等技術学校で実施する訓練の一部で、総訓練時間の短縮や訓練開始時間の変更を行うとともに、専修学校等に委託して行う職業訓練において、託児サービス付き職業訓練を実施します。

(雇用経済部)

- ・ 離転職者を対象とした6か月の施設内訓練コースのうち、パソコンCAD科・オフィスビジネス科については、総訓練時間を短縮化し、訓練開始時間を通常より遅くした就労を希望する子育て世代等の就職支援コースを設定します。

(雇用経済部)

(女性の就労支援)

- ・ 就労意欲を持つ女性に対し、スキルアップ研修と県内企業における職場実習を組み合わせた一体的な就職支援を実施するなど、一人ひとりのニーズに合わせて再就職を支援します。(雇用経済部)

(若者の就労支援)

- ・ 国等関係機関と連携する運営する「おしごと広場みえ」において、雇用関係情報の提供、職業相談・紹介、キャリアカウンセリング、就職支援関連セミナーなど、総合的な若年就職支援サービスを提供します。(雇用経済部)

(就職氷河期世代の就労支援)

- ・ 就職氷河期世代の安定した就労につなげるため、本意ではない非正規雇用や無業の状態にある人を対象に、相談から就職までの切れ目のない支援に取り組みます。(雇用経済部)

ウ 学び直しの支援

(高等学校卒業程度認定試験合格支援事業)

- ・ 学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心として就業につなげていくため高等学校卒業程度認定試験合格のための支援を行います。

数値目標	現状値	令和6年度目標値
三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)就業率(※)	76.9%	90%

※ 現状値は、平成30年度の三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)における求職があった件数を就業した実績で除した割合。現状値を1割程度増やして9割とすることを目標として設定しています。

(2) 子育てと生活のための支援

幼児教育・保育サービスの充実、一時的な預かりや放課後児童クラブの実施などによる子どもの居場所づくりの推進、病気の時等に家事や育児の支援を行う日常生活支援事業の実施、生活の場の提供に関する支援等により、安心して仕事と子育てが両立できるよう、環境を整備します。

【具体的な取組】

(幼児教育・保育サービスの充実)

- ・ 「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」に沿って、幼児教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の総合的な推進を図ります。(子ども・福祉部)
- ・ 令和元(2019)年10月から幼児教育・保育の無償化が実施され、3～5歳の

全ての子どもと0～2歳の住民税非課税世帯の子どもについて、幼稚園や保育所等の保育料が無償となりました。引き続き、制度の円滑な推進を図ります。
(子ども・福祉部)

(ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施又はファミリー・サポート・センター事業利用料の減免、助成の実施の拡充)

- ・ひとり親家庭等の母、父及び寡婦に対して、病気の時などに家庭生活支援員を派遣して家事や育児の支援を行うひとり親家庭等日常生活支援事業について、市町と連携しながら拡充を図ります。また、ファミリー・サポート・センター事業の利用料の減免、助成についても、市町と連携しながら拡充を図ります。

(子ども・福祉部)

(子ども食堂)

- ・国や民間機関による支援制度の周知・活用等により、NPO団体、社会福祉法人、企業等を支援し、子ども食堂の設置を推進します。(子ども・福祉部)

(子ども食堂)

(ひとり親家庭情報交換会)

- ・孤立しがちなひとり親家庭の方同士が、悩みの相談や情報交換を行い、自立につながる「ひとり親家庭情報交換会」の実施について、関係団体と連携して取り組みます。(子ども・福祉部)

(保育所・放課後児童クラブ優先入所、病児保育への対応)

- ・子育てと仕事との両立支援を図るため、市町に対して保育所や放課後児童クラブの優先入所を働き掛けるとともに、病児保育への取組を支援します。

(子ども・福祉部)

(乳幼児支援)

- ・市町の乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業等の実施を支援・促進し、支援の必要なひとり親家庭に対して、養育相談や助言を行う体制を整備します。

(子ども・福祉部)

(公営住宅の優先入居)

- ・ひとり親家庭のうち住宅困窮度の高い世帯について、県営住宅の入居者募集にあたり優先的な取扱いとすることにより、居住の安定を支援します。

(県土整備部)

(住宅確保のための支援)

- ・住宅の確保に特別の配慮を要する子育て世帯等が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、県及び関係団体で組織する三重県居住支援連絡会として支援活動を行います。(県土整備部)

(母子生活支援施設)

- ・経済的に困窮している家庭や、DV等を受けていることにより子育てが困難となっている家庭を保護する母子生活支援施設との連携を行います。

(子ども・福祉部)

数値目標	現状値	令和6年度目標値
ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施またはファミリー・サポート・センター事業の利用料の減免、助成を実施する市町数	17	29

※ 現状値は、令和元年度における実施市町数。全市町での事業実施を目標として設定しています。

(3) 子どもへの学習支援

ひとり親家庭の子どもたちは、親との死別や離別によって精神面や経済面で不安定な状況におかれることが多く、また、学習環境にも恵まれないことが多いといわれています。関係機関や地域と連携し、ひとり親家庭の子どもたちへの学習環境を整えることにより、子どもたちの将来への可能性を引き出し、貧困の世代間連鎖の解消を図り、子どもが夢と希望を持てる社会をめざします。

【具体的な取組】

(学習支援)

- ・ ひとり親家庭の子どもへの学習支援を市町等の関係機関と連携して実施していきます。また、生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業等、他の学習支援事業と調整を行いながら、実施の拡大を図っていきます。(子ども・福祉部)
- ・ 放課後子ども教室において、子どもたちに対する学習や様々な体験・交流活動の機会を提供できるよう、市町に対して支援を行います。(子ども・福祉部)

数値目標	現状値	令和6年度目標値
ひとり親家庭学習支援ボランティア事業を実施する市町数	7	15

※ 現状値は、令和元年度における実施市町数。福祉事務所単位で取り組む生活困窮者学習支援事業等と調整を図りながら、実施する市町数を全市町数の過半数とすることを目標として設定しています。

(4) 経済的な安定のための支援

手当の支給や生活資金等の貸付等の実施により、経済面からひとり親家庭等の暮らしを支えます。

【具体的な取組】

(児童扶養手当の支給)

- ・ 生活と自立支援のため、児童扶養手当の支給を所得に応じて行います。

(子ども・福祉部)

(母子父子寡婦福祉資金の貸付)

- ・ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度により、子どもの就学に必要な資金や生活に必要な資金等の貸付をひとり親家庭の母、父および寡婦に対して行います。
(子ども・福祉部)

(ひとり親家庭等医療費助成)

- ・ 令和元年(2019)9月から県内全ての市町において、一定の条件の下で未就学児における医療費の窓口無料化が行われました。引き続き、ひとり親家庭等の医療費の自己負担額を助成する市町を支援します。
(医療保健部)

(放課後児童クラブ利用料助成)

- ・ ひとり親家庭の放課後児童クラブの利用料を助成する市町を支援します。
(子ども・福祉部)

(養育費の確保)

- ・ 養育費の履行確保等に対応するため、三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)での弁護士相談や福祉事務所での相談を行います。
(子ども・福祉部)

数値目標	現状値	令和6年度目標値
養育費を受給している割合	36.9%	50%

※ 現状値は、令和元(2019)年三重県子どもの生活実態調査において、現に養育費を受給している方の割合。現状値を1割程度増やして過半数とすることを目標として設定しています。

(5) 相談機能の充実と各種支援制度の周知

三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)や福祉事務所等における相談機能の充実や各種支援施策の情報提供の充実を図り、悩みを抱えるひとり親家庭等に適切な支援が実施される環境を整備します。

【具体的な取組】

(母子・父子福祉センターでの相談対応の強化)

- ・ 三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)において、ハローワークや各福祉事務所の母子・父子自立支援員等と連携して、就業相談や生活相談に応じます。また、同センターにおいて、利用者のニーズに対応するため、休日の窓口を設置します。
(子ども・福祉部)

(福祉事務所での相談対応の強化)

- ・ 福祉事務所の母子・父子自立支援員が就労、生活等の支援に適切に対応できるよう、研修会を実施し、資質の向上に取り組みます。
また、生活困窮者自立支援法に基づき、設置されている相談窓口と連携を図ります。
(子ども・福祉部)

(情報提供の充実)

- ・ 三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）のホームページ、携帯電話サイト、市町等の広報誌、SNS等を活用して、情報が必要な方に届くようPRをします。（子ども・福祉部）
- ・ 三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）や福祉事務所での積極的な情報提供を促進し、ひとり親家庭等が必要なサービスを確実に利用できるように取り組みます。（子ども・福祉部）

(関係団体との連携)

- ・ 民生委員・児童委員やNPO団体等が連携して相談対応できるよう、市町とともに取り組みます。（子ども・福祉部）
- ・ 「みえ外国人相談サポートセンター」（愛称MieCo）を設置し、外国人住民等からの生活全般にわたるさまざまな相談に多言語で対応します。（環境生活部）

数値目標	現状値	令和6年度目標値
三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立センター）相談件数	332件 ※1	400件
福祉事務所相談件数	8,076件 ※2	10,000件

※1 現状値は、平成30年度のひとり親家庭等からの就労、生活等に関する相談件数。現状値を2割程度増やすことを目標として設定しています。

※2 現状値は、平成30年度のひとり親家庭等からの就労、生活等に関する相談件数。現状値を2割程度増やすことを目標として設定しています。

(6) 父子家庭に対する支援の充実

父子家庭に対して、相談対応や情報提供を強化するとともに、父子家庭の特性を踏まえた各種支援を行うことにより、父子家庭の子育てや生活の不安解消を図ります。

【具体的な取組】

(父子家庭に対する相談対応の強化)

- ・ 父子家庭に対する支援の強化として、父子家庭の抱える課題に適切に対応できるよう、各福祉事務所等の相談機関に対する研修を実施します。（子ども・福祉部）
- ・ 三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）において、父子家庭からの相談に休日においても対応できる相談窓口を設置します。（子ども・福祉部）

(父子家庭に対する情報提供の強化)

- ・ 父子家庭に対する支援施策の情報提供を積極的に行い、ひとり親家庭が必要なサービスを確実に利用できるよう取り組みます。 (子ども・福祉部)

(情報交換会への父子家庭の参加)

- ・ 多くの父子家庭が悩みの相談や情報交換を行う「ひとり親家庭情報交換会」に参加できるよう、関係団体と連携して取り組みます。 (子ども・福祉部)

数値目標	現状値	令和6年度目標値
福祉事務所における父子家庭相談件数	241件	500件

※ 現状値は、平成30年度の父子家庭からの就労、生活等に関する相談件数。現状値を2倍程度にすることを目標として設定しています。

IV 計画の評価及び見直し

計画を着実に推進し、取組を進めていくため、「計画→実行→評価→改善(PDCA)」のプロセスにより、効果的に取組を推進します。

実績報告等によって数値目標等の進捗状況を把握するとともに、県社会福祉審議会児童福祉専門分科会に諮ります。

また、計画策定後は、5年を目途に計画全体についての評価と必要な見直しを行い、次期計画策定につなげます。

